

て、資材価格の高騰による労務費のしわ寄せ防止など新しいルールを踏まえた価格転嫁が行われるよう法令遵守の周知徹底を図りたい。

今年5月の労働安全衛生法の改正で、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業主を保護の対象とし、注文者が講ずべき措置が定められたところであり、これまでも厚生労働省からの制度改正のお知らせは適切なタイミングで建設業者団体に通知している。例年開催している一人親方向けの労災防止対策の説明会でも周知していきたい。併せて、公共工事の発注者にも、適正な工期の設定、施工方法について周知していきたい。

③ 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインにおいて、少なくとも労務費相当額の現金払い、手形払いによる場合も手形期間が60日を超えないよう努めるとされており、盆暮通達でも、手形期間の短縮、支払い手段の適正化、前払い比率を高める等の発注条件の改善を民間発注者の団体にも通知している。

今後、公正取引委員会、中小企業庁と連携して取り組んでいきたい。

④ 取適法の解釈については、所管の公正取引委員会で行われるべきものであり、国土交通省として明確化を図ることは難しい。個別の事案があれば相談いただきたい。

(3) 改修工事に係る設計図書の精度向上について

日空衛より、改修工事における設計精度の向上のため、営繕工事について、設計段階における現地調査業務の別途発注または工事受注者が調査を実施する場合の適正な費用負担について要望しました。

これに対し、国土交通省からは以下の説明がありました。

官庁営繕部では、建設業の働き方改革の実現のため、設計精度の向上が重要であると認識しており、設計段階の現地調査の適切な実施、施工条件の確認及び的確な明示、関係機関との調整等、適切な設計図書の作成に向けた取り組みを進めている。令和5年3月には、これらの取り組みを取りまとめたものを公表し、さらに今年3月には、特に設計に関する取り組みの理解を深めるため、参考事例を用いて解説した資料を作成し公表している。また、改修工事については、設計図書と現場状況の乖離があった場合には、適切に設計変更を行い、必要な費用を計上するなどしてまいりたい。

民間工事については、工期に関する基準において、設計図書の不備による工期遅延等を